



国民年金の話

付加年金に加入を

国民年金の附加年金は、被保険者の「より高い保険料を納めて、より高額の年金を受け取りたい」という強い要請にこたえて設けられたものです。

この制度は、定額保険料九百円のほかに附加保険料四百円を掛けると、その掛けた期間に応じて、一定の額が上積みされた年金が支給されるものです。たとえば、老令年金を受けるには二十五年間保険料を納付することが原則ですが、定額保険料二十五円、附加保険料を二十五円納めますと、定額

部分の年金額二十四万円(月額二万円)と、附加保険料部分の年金額六万円(月額五千円)とを合算した三十万円(月額二万五千円)を一生受けることとなります。

最近の統計によると六十五歳の人の平均余命は、男子が十三年、女子が十六年となっていますから、納めた附加保険料の額十二万円(二十五年納付)とくらべてみますと男子の場合で六・五倍と返ってくることとなります。また、この年金額は経済成長に伴う生活水準の上昇にあわせて増額されま

年金の請求は早めに

国民年金で「私は何か年金が受けるのかかわらず気がつかないこと等によって請求せざるにいたる方がときどき見受けられます。国民年金は、これらの制度に加入していた人が老令となったとき、病氣やケガのために労働能力を失ったとき、あるいは不幸にして死亡したときに本人や遺族の生活を保障するために年金が用意されています。

加入手続きは、市町村役場に備えてある「附加年金加入の申出書」に簡単な事項を記入し、窓口に出すだけで済みます。また、附加年金に加入したときの一月分の保険料は定額保険料九百円と附加保険料四百円をまとめた千三百円です。

国民年金の附加年金に加入してより高額の年金を受け豊かな明るい老後を送るすすようにいたしましょう。

加入手続きなどわからないことがありましたら、市民課年金係におたずねください。

制服の女学生は、白い半そでのブラウスに着がえて、街の中はいつせいにぱっと明るくなりました。学校の先生の話によりますと、宿題を忘れてくる子供はあっても、ころもがえだけは決して忘れないそうです。

暦の上で、夏というのは立夏から立秋(8月8日)の前日までを指していいのですが、気象的にはこの6月の梅雨期から9月半ばまでを「夏」といっています。戦前は小学校や中学校の子どもたちの黒っぽい制服が、この日からシモフリの木綿服にかえ、帽子にも真っ白な日覆いをかけて、はっきり区別していました。

婦人 連合婦人会だより

市連合婦人会は、五月十六日に昭和四十九年度の定期総会を開き、本年度の事業計画と予算を満場一致で承認して、本年度の努力目標の二点を次のように決めました。

- 一、生活の簡素化
二、空港問題に関心をもち、生活の簡素化については、部落単位で話し合って具体的な取り組みをするが、特に病氣見舞のお返しは絶対やめようと申し合わせました。

役員改選の結果、次の者が新役員に選ばれましたので皆様のご協力をお願い申し上げます。
会長 浜田弥芳(前浜) 副会長 西森律(後免) 同 島内瑞枝(日章) 会計 岡林政衛(長岡) 監事 五百歳貞(野田) 同 野口臣子(岡豊)

印紙 五月一日から印紙税がかわります

受取書の印紙税は今まで一通につき二十円でしたが、今回の改正で五十万円をこえる売上代金の受取書については、その受取金額に応じて印紙税がかかります。

受取書の免税点が三万円未満(現在一万円未満)になります。
最低税額が五十円(現在二十円)になります。
土地売買契約書や手形なども印紙税額がかかります。
税務署

募集 居合道教室の会員募集

土佐藩に伝わる無双直伝英信流居合道が現在全国的に広まっており、古武道を通じて人間形成に役立つ——という目的でこのたび中央公民館に居合道教室を開設いたしました。指導者は教士七段の川田光城、西和田

勝の両氏です。毎週月、木曜日の午後七時より九時まで練習を行っています。興味のある人、やってみようと思う人は体育館の教室係までご連絡ください。電話四一三九九。

居合道教室

統計 就業構造の基本調査

就業構造基本調査とは、国民がどんな産業や職業に従事して、どのくらいの時間働いているか、仕事を続けたいか、転職したいかなど、仕事についてどのような希望意識をもっているか、また本業や副業がどのような状態にあるかなど、国民の就業状態に関するいろいろな側面を明らかにする調査です。

七月一日から七日まで、総理府統計局、高知県が市に委託した調査員が調査票をもってまわります。調査の結果は、経済計画をはじめ、雇用、失業対策などの基本資料として用いられますので、ご協力をよろしく願います。
企画財政課

上水道

引込み工事や使用は……



今まで自家用の井戸を飲料水に使っていたが、飲み水の不足や新築などのため、市の上水道を利用したい人は、これからの引込み工事の方法やその後の使用にあたっては、次のことに注意してください。

▼給水の本管から分水して、それぞれ

それぞれの家庭に引き込みする装置はそれぞれ個人が経費を負担して設置してもらいます。これを給水装置といいます。
▼給水装置の維持、修繕は、設置をされた、それぞれの需用家で経費を負担しなければなりません。

水道工事の指定店

高橋工務店	東 崎	4-2667
福川工務店	〃	4-3089
野村水道店	大 埴	4-2507
山下水道店	小 籠	4-3305
横田工業所	稲 生	5-5261
高坂水道工事	久礼田	2-0757
南国電設	立 田	3-3048

▼給水装置の工事は、だれでもできません。必ず市の指定工事店で手続きを取ってもらって工事にとりかかってください。

市の指定業者のなかから、それぞれ需用家のご意志で選ばれ、所要の手続きをとるよう依頼してくださいれば水が出るようになります。

水道料金とメーター使用料

料金の計算は毎月、定期的にメーターの検針をして用途別にきめます。
例えば、基本量以内のときは家庭の場合——

区分	計 量 制			
	基 本	超 過	基 本	超 過
用途別	水 量	料 金	水 量	料 金
家庭	8 m ³	200円	1 m ³	30円
営業	10m ³	330円	1 m ³	30円
団体	20m ³	500円	1 m ³	30円
臨時	1 m ³	50円	1 m ³	50円

基本料 200円+メーター使用料 30円=230円とし、超過量1立方メートル増すごとに30円が加算され、1ヵ月分の料金として決められます。
水道料金の納入は、便利な口座振替制度が新設されましたので、ご利用ください

▼毎月、使用する水の量を計るメーター器は、市から貸し付けます。保管などについては十分気をつけてください。物を置いたりしてメーター器が見えないことがないようにお願いします。

もし、水漏れなどがあったとき

は、すぐに市役所水道局(3-2111・内線 126~128、有線2075)または施工した工事店に連絡して修理してください。
《水道局》